

# 資料 2

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

## 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日 令和 6 年 1 0 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日)

整理番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1	(株)かんでんエンジニアリング 京都支店	京都府京都市	令和 7 年 2 月 28 日 ~ 令和 7 年 5 月 27 日 (3 箇月)	建設業法違反 (別表第 2 第 6 項(2)ウ)	資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者及び工事現場の主任技術者等として配置していたとして、近畿地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項による営業停止命令を受けたため。	工事
2	パナソニック産機システムズ(株) 近畿支店	大阪市中央区	令和 7 年 2 月 28 日 ~ 令和 7 年 5 月 27 日 (3 箇月)	建設業法違反 (別表第 2 第 6 項(2)ウ)	資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたとして、国土交通省関東地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止命令を受けたため。	工事
3	パナソニック EW エンジニアリング(株) 近畿支店	大阪市中央区	令和 7 年 2 月 28 日 ~ 令和 7 年 5 月 27 日 (3 箇月)	建設業法違反 (別表第 2 第 6 項(2)ウ)	資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたとして、国土交通省関東地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止命令を受けたため。	工事